

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2020 年 11 月 27 日

株式会社 N T T ドコモ

2020 年 11 月 27 日

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

株式会社NTTドコモ

代表取締役社長 吉澤 和弘

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話」といいます。）から、2020 年 11 月 27 日付で、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（ただし、当社及び日本電信電話を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といい、本売渡株主が所有する当社普通株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を日本電信電話に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 1 号）

名称：日本電信電話株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号)

該当事項はありません。

（2）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）

日本電信電話は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき金 3,900 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

（3）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2020 年 12 月 29 日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

日本電信電話は、本売渡対価を、日本電信電話が N T T ファイナンス株式会社（以下「N T T ファイナンス」といいます。）との間で 2015 年 9 月 10 日に締結した CMS 基本契約書に基づく借入金を原資として支払うことを予定しております。N T T ファイナンスは、上記の当社に対する貸付けを、N T T ファイナンスの保有する現預金、社債若しくはコマーシャルペーパーの発行により調達する資金及び／又は金融機関からの借入金（①株式会社三菱 UFJ 銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、②株式会社三井住友銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、③株式会社みずほ銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、④農林中央金庫との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、⑤三井住友信託銀行株式会社との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金及び⑥株式会社日本政策投資銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金）を原資として行うことを予定しております。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（株式売渡対価の交付について日本電信電話が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及

び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

（1）本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式売渡請求は、日本電信電話が2020年9月30日から2020年11月16日までを買付け等の期間として実施した当社普通株式及び本米国預託証券（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果、日本電信電話が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社普通株式の全て（ただし、日本電信電話が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、当社を日本電信電話の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2020年9月29日に公表した「当社親会社である日本電信電話株式会社による当社株式等に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、当社としても、日本電信電話の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

（注1） 本公開買付けにおいては、当社普通株式の全ての取得をめざしていたことから、日本電信電話は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第5項第3号の規定に従い、当社の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があったため、買付け等をする株券等の種類にバンクオブニューヨークメロン銀行（以下「本預託銀行」といいます。）に預託された当社普通株式1株の所有権を表章するものとして、本預託銀行により米国で発行されている米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）を含めていたとことです。一方で、本米国預託証券については、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である日本電信電話が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うに当たり、実務上、本公開買付けにおいて本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明していたとことです。そのため、本公開買付けに

においては当社普通株式の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章している当社普通株式の応募の受付けを行ったとのことです。

当社グループ（注２）は、通信事業（携帯電話サービス、光ブロードバンドサービス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売等）、スマートライフ事業（動画・音楽・電子書籍等の配信サービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービス等）及びその他の事業（ケータイ補償サービス、法人ＩｏＴ、システムの開発・販売・保守受託等）を展開しております。

当社を取り巻く市場環境は、電気通信事業法の改正、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）（注３）やMNO（Mobile Network Operator）（注４）運営格安プランを提供するサブブランドによる格安スマートフォンサービスの普及、異業種からの新たなMNO事業者の参入等競争がますます激化しております。また、各社ともポイントサービスの提供や金融・決済事業の強化を中心に、非通信事業においても将来の成長に向けた様々な取り組みを推進しております。このような事業領域の拡大に伴い、EC業界をはじめとする異なる業界の事業者が競合になる等、従来の通信市場の枠を超えた領域での競争が加速しております。さらに、各通信事業者が5Gの提供を開始し、新たなサービス競争が始まっております。

日本電信電話によれば、当社グループを含む日本電信電話グループ（注５）を取り巻く情報通信市場は、1990年代半ばまでの交換機を用いた固定電話向け中心のネットワークからIPネットワークへシフトし、インターネット接続の主流がPCからスマートフォンとなっているとのことです。固定通信とモバイルの連携を通じたネットワーク形成への進化と高速化・高度化の進展を通じて、固定通信分野と移動通信分野の垣根がなくなるとともに、通信事業者だけではなく様々な事業者による市場への参入により市場競争が熾烈化しているとのことです。また、ライフスタイルの変化や様々な技術革新等が進む中、OTT（注６）事業者が提供するコンテンツ配信や金融・決済を含むサービスの普及に伴うグローバルレベルの競争が進展し、従来の事業領域の垣根を越えた多面的かつ多層的な市場競争が展開される等、大きく業界構造が変化しているとのことです。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響により、世界におけるヒト・モノ・カネの自由な移動が制限されるため、ニューグローカリズム（注７）が台頭することも想定される中、グローバルレベルでダイナミックな環境変化に対応していく必要があるとのことです。

加えて、当社グループの移動通信事業において、他の移動通信事業者との競争環境が激化している中、2020年4月に新たな移動通信事業者が商用サービスを開始する等、当社グループの経営環境はますます厳しさを増しているとのことです。また、6

Gの研究開発が世界的に加速する中、移動・固定を跨る次世代通信技術に係る研究開発を強化する必要性が高まっているとのことです。

(注2) 「当社グループ」とは、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。なお、2020年9月30日現在、当社グループは、当社、連結子会社86社及び持分法適用関連会社27社で構成されています。

(注3) MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

(注4) 電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

(注5) 「日本電信電話グループ」とは、日本電信電話、当社グループ各社を含む連結子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。なお、2020年3月31日現在、日本電信電話グループは、日本電信電話、当社グループ各社を含む連結子会社979社及び関連会社132社で構成されているとのことです。

(注6) **Over the Top** の略。自社でサービスの配信に必要な通信インフラを持たずに、他社の通信インフラを利用してコンテンツ配信等を行うサービス。

(注7) 世界に分散したサプライチェーンが国内回帰する等、ローカルを重視するサプライチェーンの組み替えが、グローバルに起こる新たな社会トレンド。

日本電信電話によれば、かかる事業環境下においては、日本電信電話が当社を完全子会社化することにより、当社グループが日本電信電話グループ全体の中心的ポジションを担う体制を確立するとともに、当社グループと日本電信電話グループ各社との連携を強化し、これをもって当社グループを、通信サービスの領域だけでなく、端末やアプリケーションサービスの領域に至るまで、様々な領域のサービスを組み合わせた付加価値の高い多彩なサービスを移動固定融合型で次々と創出・提供する新たな総合ICT (Information and Communication Technology) 企業へと転換を図り、更なる競争力の強化と成長を図っていくことが不可欠と考えているとのことです。また、当社グループを含む日本電信電話グループ各社がそれぞれの得意分野を活かすだけでなく、グループ全体の経営資源配分の最適化を図り、グループ横断で各社のリソース・アセットを戦略的に組み合わせて活用していくことが必要であり、その際、

当社グループを含む日本電信電話グループ各社がグループ横断の取り組みに関して意思決定を迅速化することが、当社グループ及び当社グループを含む日本電信電話グループの持続的な企業価値向上にとって最適な選択であると考えたとのことです。

このような状況を踏まえ、日本電信電話は、2020 年 4 月中旬に、当社を日本電信電話の完全子会社とすることが最善の方途であると考えに至ったとのことです。かかる時点においては、2020 年 4 月 7 日に緊急事態宣言が発令される等、新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 19）の感染拡大の影響が広がっていましたが、前述の通り、5 G サービスの提供開始や新たな移動通信事業者の商用サービス開始等、当社グループの経営環境は厳しさを増しているため、本取引を通じてビジネスモデルの転換を可能な限り早期に実現することで、当社グループの競争力の強化・成長及び日本電信電話グループ全体の成長を図ることの重要性はさらに増していると考え、2020 年 4 月中旬から本取引の検討を開始したとのことです。なお、日本電信電話の既存株主の希釈化の影響や当社の少数株主の便宜の観点から、株式対価ではなく現金対価により完全子会社化を実行することが望ましいとの考えの下、本取引に係る税制上の取扱い（本公開買付けの実施についての公表日現在において、日本電信電話は当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数の 3 分の 2 以上に相当する数の当社普通株式を有しないことから、現金対価による株式交換又は株式併合による完全子会社化の場合には当社について時価評価課税がなされること）も踏まえ、日本電信電話は、本取引の取引形態として、本公開買付け及びその後の本完全子会社化手続による二段階買収を前提に検討したとのことです。その後、日本電信電話は、同年 4 月下旬に当社に対して、本取引の検討を開始した旨の初期的な通知を行い、また、同年 6 月上旬に、本取引の検討・協議を開始したい旨の申入れ（以下「本初期的申入れ」といいます。）を行った上で、以降、本取引の戦略的意義に関する協議を開始したとのことです。その後、日本電信電話は、同年 7 月下旬から当社の了解を得て、当社に対するデュー・ディリジェンスを行い、同デュー・ディリジェンスは同年 8 月下旬に終了しているとのことです。

他方、当社は、2020 年 6 月上旬、日本電信電話から、本初期的申入れを受けて、同月中旬に当社のリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を、同月下旬に当社のファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選任いたしました。そして、当社は、当社が日本電信電話の連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、日本電信電話から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆さまの利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

具体的には、当社は、下記「（２）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、2020 年 6 月中旬から当社の独立社外取締役から構成される特別委員会の設置に向けた準備を進めました。その上で、同年 7 月 13 日開催の取締役会における決議により、新宅正明氏（当社独立社外取締役、株式会社ファーストリテイリング 社外取締役、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 参与）、菊地伸氏（当社独立社外取締役、外苑法律事務所 パートナー弁護士）及び辻山栄子氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、早稲田大学名誉教授・監事、株式会社ローソン社外監査役）の 3 氏から構成される特別委員会（当該特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「（２）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）を設置し、特別委員会に対し、（i）本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（ii）本取引における取引条件（本取引における対価を含む。）の公正性が確保されているか、（iii）本取引において公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）上記（i）乃至（iii）その他の事項を前提に、当社取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆さまに対し、本公開買付けに応募することを推奨すること、並びに本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の日本電信電話による当社の完全子会社化に必要となる手続を行うこと）の意思決定をすることが適切か、また、当社の少数株主にとって不利益なものでないか、（v）その他、本特別委員会設置の趣旨に鑑み、本取引に関し、取締役会又は代表取締役が必要と認めて諮問する事項（なお、（v）に基づき、特別委員会設置後に、「当社取締役会が、本米国預託証券の所有者の皆さまに対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意思決定をすることの是非」を諮問事項に追加しております。）（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社取締役会は、特別委員会の設置にあたり、特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、特別委員会の意見を最大限尊重し、特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、及び当社が日本電信電話と本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けることを決議するとともに、特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、及び特別委員会は、当社の費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社の

アドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行うことができること等を決議しております(当該取締役会における決議の方法については、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。)。なお、特別委員会は、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、上記の権限に基づき、2020年7月30日、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を、同年8月5日、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)を選任するとともに、同年7月28日、当社及び日本電信電話が属する通信業界に関する深い知見、当社の独立社外取締役としての職務を通じて得た知見、並びにこれらの知見に基づくアドバイスの提供を目的として、村上輝康氏(産業戦略研究所代表、元当社独立社外取締役)を独自のアドバイザーとして選任しております。

また、当社は、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、日本電信電話から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて特別委員会の承認を受けております。

その上で、当社は、野村證券から当社普通株式の価値算定結果に関する報告、日本電信電話との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、中村・角田・松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

2020年8月11日、当社は、日本電信電話から、本公開買付価格を1株当たり3,400円とすることを含む最初の提案を受領して以降、日本電信電話との間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、日本電信電話より、8月25日に本公開買付価格を1株当たり3,600円とする旨の提案を、9月9日に本公開買付価格を1株当たり3,750円とする旨の提

案を、9月17日には本公開買付価格を1株当たり3,800円とする旨の提案を順次受領いたしました。このいずれに対しても、当社は、特別委員会から聴取した意見（特別委員会は、当該意見の形成にあたり、そのアドバイザーであるブルータス、西村あさひ法律事務所及び村上輝康氏から助言を受けております。）並びに野村證券及び中村・角田・松本法律事務所から聴取した意見を踏まえて検討を行った上で、適正な価格に達していないとして、日本電信電話に対し本公開買付価格の再検討を要請いたしました。その後も日本電信電話との間で、当社のファイナンシャル・アドバイザーを通じて、継続的に協議及び交渉を行い、その結果、当社は、2020年9月25日、日本電信電話から、本公開買付価格を1株当たり3,900円とすることを含む最終提案を受けるに至りました。

以上の検討・交渉過程において、特別委員会は、適宜、当社や当社のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行ってきております。具体的には、まず、日本電信電話並びに野村證券及びブルータスによる当社普通株式の価値算定の基礎ともなる事業見通し（2021年3月期から2024年3月期までの4期分）（以下「事業見通し」といいます。）について、その重要性に鑑み、当社取締役会において、利害関係を有しない取締役全員による審議を経た決議により内容を確定した後日本電信電話並びに野村證券及びブルータスに提示すべきとの特別委員会の意見を踏まえ、当社は、2020年8月3日に開催された取締役会において、事業見通しの内容を決議し、同日、日本電信電話及び野村證券に、同年8月5日、ブルータスにそれぞれ提示しております。上記の当社取締役会においては、当社の取締役15名のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏は過去に日本電信電話の取締役を務めていたこと、寒河江弘信氏、中田勝己氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役を務めていたこと、及び黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの5氏を除く10名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、当社のファイナンシャル・アドバイザーは、日本電信電話との交渉にあたっては、事前に当社内で検討し、特別委員会の意見を踏まえた交渉方針に従って対応を行っており、また、日本電信電話から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに特別委員会に対して報告を行い、その助言を踏まえて当社内にて検討を行い、対応を行っております。

そして、当社は、2020年9月29日、特別委員会から、i 本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものであると考えられる旨、ii 本取引における取引条件（本取引における対価を含む。）の公正性は確保されているものと考えられる旨、iii 本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる旨、及びiv 当社取締役会が、

本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、また、本米国預託証券の所有者に対し、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた当社普通株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本公開買付け後に当社を完全子会社とするための手続を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております（本答申書の概要については、下記「（２）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）。なお、当社は、本答申書と併せて、特別委員会から、2020年9月29日付で特別委員会がプルータスから提出を受けた当社普通株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり3,900円が当社普通株式の株主（日本電信電話及びその関係会社を除きます。）及び本米国預託証券の保有者にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（プルータス）」といいます。）の提出もを受けております（本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の概要については、下記「（２）本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。）。

以上の経緯の下で、当社は、2020年9月29日開催の当社取締役会において、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに9月29日付で提出を受けた当社普通株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）及び本公開買付価格である1株当たり3,900円が当社普通株式の株主（日本電信電話を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（野村證券）」といいます。）の内容、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、日本電信電話の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社を取り巻く市場環境は、電気通信事業法の改正、MVNOやMNO運営の格安プランを提供するサブブランドによる格安スマートフォンサービスの普及、異業種からの新たなMNO事業者の参入等競争がますます激化しています。また、各社ともポイントサービスの提供や金融・決済事業の強化を中心に、非通信事業においても将来の成長に向けた様々な取り組みを推進しております。このような事業領域の拡大に伴い、EC業界をはじめとする異なる業界の事業者が競合になる等、従来の通信市場の枠を超えた領域での競争が加速しております。さらに、各通信事業者が5Gの提供を開始し、新たなサービス競争が始まっております。

また、年初来の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響を受け、社会構造・産業構造が急速に「リモート型」へと変化してきています。これは企業にとっては「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の動きをさらに加速させるものであり、また個々人の働き方やコミュニケーションのあり方も大きく変容しています。テレワーク、遠隔作業支援、遠隔教育をはじめ、産業活動・社会生活の中で、当社の提供する5Gを含めたモバイル通信サービスが広く活用されております。しかしながら、お客さまニーズは高度化・複雑化しており、当社の既存事業領域だけでは対応できないケースも出てきております。5Gがまさに拡大し、社会が新たな姿、リモート型へと変化する今こそ、当社はモバイル通信を中心とした事業領域をさらに拡大し、お客さまのニーズにトータルで対応できる存在へと変革することが必要であると考えております。

こうした動きの中で当社は、より便利で使いやすいサービスをいち早く提供することはもちろんのこと、社会・産業のデジタル化・スマート化の実現を通じて社会課題の解決に貢献していくことをめざします。さらに、6G・IOWNといった2030年代を見すえた次世代のサービス・インフラの実現に向けた取り組みを早期に強化し、我が国のICT産業の更なる発展、国際競争力の向上に貢献していくことが当社が果たすべき役割であると考えております。

これらの実現に向けて当社は、本取引を通じて当社が日本電信電話グループ全体の中心的ポジションを担う体制を確立し、コンシューマ・法人を問わず「すべてのお客さまのフロント」として、多様化するお客さまニーズに、モバイルネットワークにとどまらずアプリケーション・ソリューションまで含めたトータルサービスで対応する存在となっており、そのためには、「サービス創出力・提供力」を徹底的に強化するとともに、「通信ネットワークの競争力」をさらに高めることが必要となります。当社としては、本取引を通じて日本電信電話の完全子会社となり、例えばエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社やエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社の能力活用等、日本電信電話グループの保有するリソース・アセットを戦略的かつ機動的に活用することで当社の持つ事業基盤を強化することが、そのための最短かつ最も確実な手法であると認識しております。

当社が実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりです。

(a) グループ経営資源の活用による通信事業の競争力強化

当社において基幹となる通信事業においては、市場飽和や新規事業者の参入等により事業者間の競争が激化しており、コスト競争力の高い安心安全なネットワークの実現がより重要となっております。また、モバイルにとどまらず固定・Wi-Fiといった多様なサービス・通信方式への対応や、6GやIOWNを含めたネットワークの高度化への柔軟な対応が求められております。これらの実現に向け、日本電信電話グループの経営資源との連携及びその活用により対応することが可能となると考えております。具体的には、日本電信電話グループ各社の通信インフラ設備の活用やネットワーク仮想化技術、ネットワークスライシング技術等を活かした通信インフラの最適化により、コスト競争力を強化することが可能となると考えております。また、日本電信電話グループ各社のネットワークとの連携強化によりモバイル・固定・Wi-Fi等の融合ネットワークや融合サービスを実現するとともに、日本電信電話グループの全国基幹ネットワークの全体最適化により信頼性をさらに向上させることで、ネットワーク高度化の実現を図ってまいります。さらに、当社を含む日本電信電話グループ各社のエンジニアリングリソースの連携を強化することで、より付加価値の高い業務へのリソースシフトを行う等、エンジニアリング力を強化すると同時により効率的な運営を実現してまいります。これらの取り組みを通じ、多様化するお客さまのニーズに応えるべく、新たなコミュニケーションサービスや低廉で使いやすい料金の提供を実現します。

(b) グループ連携強化による、法人ビジネス、スマートライフ事業の強化

当社の成長戦略の柱である法人ビジネス、スマートライフ事業においては、リモート型社会への構造変化に伴う産業高度化や社会課題解決に対応したトータルソリューションが求められております。また、ライフスタイルの変化や技術革新により新たな事業機会が生まれており、その機をとらえた事業創出が競争優位の源泉となります。当該事業における更なる成長のためには、モバイルを中心とした現状の事業領域にとどまらず、より広い領域におけるお客さまニーズや新たな事業領域に対応したサービス・ソリューション創出力、及び顧客対応力を強化することが必要であると考えております。これらの実現に向け、日本電信電話グループの保有するリソース・アセットと当社のリソース・アセットを統合、又は連携させることにより、早期かつ確実に可能となると考えております。具体的には、法人ビジネスにおいては、当社の商材と日本電信電話グループの商材との連携によるモバイル・固定通信・上位領域のサービスまでを含めたソリューション提供領域の拡張や、当社のモバイルネットワークサービス基盤と日本電信電話グループの固定ネットワークサービス基盤及びソリ

ューションを融合した新たなサービスの創出等を行ってまいります。さらに、日本電信電話グループの有する営業リソース、顧客基盤等のアセットを統合、又は適切に連携して活用することで、法人ビジネスにおける顧客対応力の更なる強化を図ってまいります。また、スマートライフ事業においては、当社のマーケティングプラットフォームと日本電信電話グループの保有するソリューションとの連携強化により、顧客理解をさらに深化させ、会員基盤を活用したエコシステムをさらに拡大していきます。さらに、映像配信やヘルスケアといった成長領域において日本電信電話グループのアセットを活用することで新規事業創出を加速するとともに、日本電信電話グループの有するソフトウェア開発リソースの有効活用等により、成長領域におけるサービス創出力の強化を図り、マーケティングソリューションカンパニー・サービス創出カンパニーとしての進化を実現します。さらに、日本電信電話のグローバル拠点や国内外のパートナーとの連携強化を通じ、国内で展開した法人ビジネス・スマートライフ事業のグローバル展開も図ってまいります。

(c)グループ全体のリソース活用による研究開発体制の強化

当社を含む日本電信電話グループの中長期的な企業価値向上のためには、通信技術の進化や6G・IOWNを含む次世代ネットワークの実現に向けた、研究開発力の更なる強化が必要であると考えております。これらの実現に向け、日本電信電話グループの研究開発部門と当社の研究開発部門の連携をさらに強化し、機動的な研究開発体制を構築することにより、早期かつ確実に可能となると考えております。具体的には、当社と日本電信電話グループのR&D部門の連携強化により機動的な研究開発体制を構築するとともに、日本電信電話グループの基礎研究成果を早期に取り込み、実用化技術の開発に集中した資源投下を行い、日本電信電話グループ各社の開発リソースとの連携を強化することで、高品質なサービスを早期に創出する体制を構築してまいります。

また、これまで当社は上場会社として、当社少数株主の利益を尊重し、当社としての独立性の確保に努めてまいりました。このため、日本電信電話グループの経営インフラを共通活用することについては、日本電信電話グループと少数株主との利益相反の懸念、当社としての独立性の確保のため、迅速かつ円滑にその推進を行うことが困難でありました。本取引後においては、日本電信電話の完全子会社になることで、そのような日本電信電話グループと少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、中長期的な成長の観点から必要な日本電信電話グループとの連携及び経営資源の効率的活用を迅速かつ円滑に行いながら、当社を含む日本電信電話グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えております。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり3,900円は当社

の一般株主の皆さまが享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆さまに対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (i) 当該価格が、当社において、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、日本電信電話との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。
- (ii) 当該価格が、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の本株式価値算定書（野村證券）における野村證券による当社普通株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の範囲内であること。また、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、野村證券から、本公開買付価格である1株当たり3,900円が当社普通株式の株主（日本電信電話を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の本フェアネス・オピニオン（野村證券）が発行されていること。
- (iii) 当該価格が、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の本株式価値算定書（ブルータス）におけるブルータスによる当社普通株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法による算定結果の範囲内であること。また、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「③特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、ブルータスから、本公開買付価格である1株当たり3,900円が当社普通株式の株主（日本電信電話及びその関係会社を除きます。）及び本米国預託証券の保有者にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン（ブルータス）が発行されていること。

- (iv) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2020 年 9 月 28 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,775 円に対して 40.54%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、2020 年 9 月 28 日から直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,814 円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して 38.61%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,941 円に対して 32.59%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,018 円に対して 29.25%のプレミアムが加算されたものであり、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること（なお、当社普通株式の市場株価は、本公開買付けの実施についての公表日の直近において下落しているものの、当社普通株式の市場株価に対するプレミアムの検討に際しては、2020 年 9 月 28 日から直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値のそれぞれに対するプレミアムが十分に確保されていることをもって、合理的な水準であると判断しております。）。
- (v) 当該価格は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2020 年 9 月 29 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆さまに対し、本公開買付けに応募することを、本米国預託証券の所有者の皆さまに対し、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた当社普通株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨することを決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む）全員の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2020 年 11 月 17 日、日本電信電話より、本公開買付けの結果について、当社普通株式 815,015,044 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020 年 11 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、日本電信電話の有する当社普通株式の議決権所有割合（注 8）は、91.46%

となり、日本電信電話は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注8) 「議決権所有割合」とは、当社が2020年11月5日に提出した第30期第2四半期報告書（以下「当社2021年3月期第2四半期報告書」といいます。）に記載された2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数（3,228,629,406株）から、当社2021年3月期第2四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（198株。当社が所有する単元未満株式98株を含みます。以下同じです。）を控除した当社普通株式数（3,228,629,208株）に係る議決権の数（32,286,292個）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

このような経緯を経て、当社は、日本電信電話より、本意見表明プレスリリースの「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき本株式売渡請求を行う旨の通知を、2020年11月27日付で受領いたしました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、2020年11月27日開催の当社取締役会において、(i)本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のと通りの過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情は生じていないこと、(ii)本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格に設定されているところ、当該価格は、上記のとおり、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、日本電信電話との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であり、また、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されている等、本売渡株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えられること、(iii)日本電信電話は、本売渡対価を、日本電信電話がNTTファイナンスとの間で2015年9月10日に締結したCMS基本契約書に基づく借入金を原資として支払うことを予定しており、NTTファイナンスは、上記の日本電信電話に対する貸付けを、NTTファイナンス株式会社の保有する現預金、社債若しくはコマーシャルペーパーの発行により調達する資金及び／又は金融機関からの借入金（①株式会社三菱UFJ銀行との間で2020年11月17日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借

入金、②株式会社三井住友銀行との間で2020年11月17日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、③株式会社みずほ銀行との間で2020年11月17日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、④農林中央金庫との間で2020年11月17日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、⑤三井住友信託銀行株式会社との間で2020年11月17日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金及び⑥株式会社日本政策投資銀行との間で2020年11月17日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金)を原資として行うことを予定しているとのことであり、当社としても当該各契約書を確認することにより日本電信電話による資金確保の方法を確認していること、また、日本電信電話によれば、本売渡対価の支払いのための資金の確保に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する具体的なおそれも現在認識されていないとのことであること等から、日本電信電話による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)本公開買付けの開始以降2020年11月27日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、日本電信電話からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

上記2020年11月27日開催の当社取締役会においては、当社の取締役15名のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏は過去に日本電信電話の取締役に務めていたこと、寒河江弘信氏、中田勝己氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役に務めていたこと、及び黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記5氏を除く10名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。

なお、当社の取締役のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏、寒河江弘信氏、中田勝己氏及び黒田勝己氏の5氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記2020年11月27日開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場において、本取引に係る日本電信電話との協議及び交渉に参加しておりません。また、下記「(2)本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載の井伊基之氏、廣井孝史氏の関与を除き、当社の立場において、本取引に係る

検討に参加しておりません。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価格に設定されている本売渡対価の総額その他の上記「2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号)」についての定めは相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び日本電信電話は、日本電信電話が当社の支配株主であること等から、当社における本取引の検討の過程において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本取引の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 当社における独立した特別委員会の設置

(i) 設置等の経緯

上記「(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、当社は、2020 年 7 月 13 日に開催された取締役会における決議により、特別委員会を設置いたしました。かかる特別委員会の設置に先立ち、当社は、6 月中旬から、日本電信電話から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆さまの利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、中村・角田・松本法律事務所の助言も得つつ、その時点の当社の独立社外取締役の全員に対して、日本電信電話から本初期的申入れを受けた旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、中村・角田・松本法律事務所の助言を得つつ、特別委員会の委員の候補となる当社の独立社外取締役の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、日本電信電話からの独立性を有すること（新宅正明氏、菊地伸氏及び辻山栄子氏と日本電信電話又は当社との間に重要な利害関係は存在しないことを確認しております。）、及び本取引の成否に関して一般株主の皆さまとは異なる重要な利害関係を有してい

ないことを確認した上で、中村・角田・松本法律事務所の助言を得て、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成するべく、長年にわたるグローバル企業社長等としての企業経営及び企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験、知見を有する新宅正明氏（当社独立社外取締役、株式会社ファーストリテイリング 社外取締役、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 参与）、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する菊地伸氏（当社独立社外取締役、外苑法律事務所 パートナー弁護士）、並びに公認会計士資格及び長年にわたる大学教授としての経歴を通じて培った財務及び会計に関する知見を有する辻山栄子氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、早稲田大学名誉教授・監事、株式会社ローソン社外監査役）の3氏を特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。

その上で、当社は、2020年7月13日開催の取締役会における決議により特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。また、当社取締役会は、特別委員会の設置にあたり、特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、特別委員会の意見を最大限尊重し、特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、及び当社が日本電信電話と本取引の取引条件等について交渉するにあたり、特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けることを決議するとともに、特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、及び特別委員会は、当社の費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。）を行うことができること等を決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役15名のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏は過去に日本電信電話の取締役を務めていたこと、寒河江弘信氏、中田勝己氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役を務めていたこと、及び黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの5氏を除く10名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

（ii）検討の経緯

特別委員会は、2020年7月13日から同年9月29日までの間に合計13回、合計約23時間にわたって開催されたほか、各会日間においても頻繁に電子メールやWeb会議、バーチャルデールーム等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、特別委員会は、まず、複数のリーガル・アドバイザー並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、2020年7月30日、日本電信電話及び当社から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を、同年8月5日、日本電信電話及び当社から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータスを選任するとともに、当社及び日本電信電話が属する通信業界に関する深い知見、当社の独立社外取締役としての職務を通じて得た知見、並びにこれらの知見に基づくアドバイスの提供を目的として、2020年7月28日、村上輝康氏（産業戦略研究所代表、元当社独立社外取締役）を独自のアドバイザーとして選任いたしました。特別委員会は、西村あさひ法律事務所、ブルータス及び村上輝康氏が日本電信電話及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性に問題がないことを確認しております。

また、特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

さらに、特別委員会は、下記「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。

その上で、特別委員会は、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言及び中村・角田・松本法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

特別委員会は、日本電信電話に対して、本取引を実施する目的・理由等、この時期に本取引を行うことを選択した背景・目的、本取引後の当社の経営方針・ガバナンス等、本取引のデメリット、本取引の手続・条件等について、書面による質問を送付し、これらの事項について、特別委員会において日本電信電話の北村亮太氏（執行役員経営企画部門長）（当時）から直接説明を受け、質疑応答を行っております。

また、特別委員会は、当社の藤原道朗氏（取締役常務執行役員経営企画部長）に対して特別委員会への出席を求め、本取引の意義・目的等、本取引の実施時期・方法、

本取引後の当社の経営方針・ガバナンス等、当社の株式価値の考え方、その他の事項等について当社経営陣としての見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

加えて、日本電信電話並びに野村證券及びプルータスによる当社普通株式の価値評価の基礎となる当社の事業見通しについて、その重要性に鑑み、当社取締役会において、利害関係を有しない取締役全員による審議を経た決議により内容を確定した後日本電信電話並びに野村證券及びプルータスに提示すべきとの特別委員会の意見を踏まえ、当社は、2020年8月3日に開催された取締役会において、事業見通しの内容を決議し、同日、日本電信電話及び野村證券に、同年8月5日、プルータスにそれぞれ提示しております。上記の当社取締役会においては、当社の取締役15名のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏は過去に日本電信電話の取締役を務めていたこと、寒河江弘信氏、中田勝己氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役を務めていたこと、及び黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの5氏を除く10名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。その上で、下記「③特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「⑤当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータス及び野村證券は、事業見通しを前提として当社普通株式の価値算定を実施しておりますが、特別委員会は、プルータス及び野村證券から、それぞれが実施した当社普通株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、下記「③特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「⑤当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、特別委員会は、2020年9月29日付で、プルータスから本フェアネス・オピニオン（プルータス）の提出を受け、また、野村證券からは野村證券が当社に提出した本フェアネス・オピニオン（野村證券）の提出を受けておりますが、その際、プルータス及び野村證券から、それぞれ本フェアネス・オピニオン（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（野村證券）の内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認しております。

また、特別委員会は、当社の日本電信電話との交渉について、随時、当社及び野村

証券から報告を受け、プルータスから受けた財務的見地からの助言、西村あさひ法律事務所から受けた法的見地からの助言及び村上輝康氏から受けた助言も踏まえて審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、特別委員会は、当社より、2020年8月11日に日本電信電話から本公開買付価格を1株当たり3,400円とすることを含む最初の提案を受領した旨の報告を受けて以降、8月25日に本公開買付価格を1株当たり3,600円とする旨の提案を、9月9日に本公開買付価格を1株当たり3,750円とする旨の提案を、9月17日には本公開買付価格を1株当たり3,800円とする旨の提案を受領した旨、それぞれ報告を受け、野村証券から対応方針及び日本電信電話との交渉方針等についての意見を聴取した上で、プルータスから受けた財務的見地からの助言、西村あさひ法律事務所から受けた法的見地からの助言及び村上輝康氏から受けた助言並びに中村・角田・松本法律事務所から聴取した意見を踏まえて検討を行いました。その上で、特別委員会は当社に対し、これらのいずれに際しても、日本電信電話に対し本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの当社の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、当社としての本取引の意義・目的を達するために日本電信電話との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と日本電信電話との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与いたしました。その結果、当社は、同年9月25日、日本電信電話から、本公開買付価格を1株当たり3,900円とすることを含む提案を受け、結果として、計4回、最初の価格提案から14.71%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っております。さらに、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係る本意見表明プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、西村あさひ法律事務所から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

（iii）判断内容

特別委員会は、以上の経緯の下で、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、プルータスから受けた財務的見地からの助言、及び村上輝康氏から受けた助言、並びに2020年9月29日付で提出を受けた本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

I 答申内容

- i 本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものであると考えられる。

- ii 本取引における取引条件（本取引における対価を含む。）の公正性は確保されているものと考えられる。
- iii 本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- iv 当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、また、本米国預託証券の所有者に対し、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた当社普通株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本公開買付け後に当社を完全子会社とするための手続を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II 答申理由

- i 以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的であると考えられる。
 - ・両社が考える本取引の目的は、当委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、当委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、当社及び日本電信電話が両社の置かれている市場環境を十分に認識し、当社が日本電信電話グループにおける「すべてのお客さまのフロント」に立つとともに、日本電信電話グループの有する経営資源を集約し、I C T産業の更なる発展、国際競争力の向上に貢献することをもって、当社ひいては日本電信電話グループ全体の企業価値を向上するところにあり、当委員会としては本取引の目的として合理性を有するものとする。
 - ・本取引の実施後に日本電信電話においてグループ横断施策を実施することが予定されている中で、当社が本取引の実行により企図するシナジーが実現可能であると考えることについて、不合理な点は認められない。
 - ・当社と日本電信電話は、両社を取り巻く市場環境及び本取引によりめざすべき日本電信電話グループの姿についての認識を共有しており、そのめざすべき姿を実現するための体制について両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本取引は、熾烈化する市場環境の中で、当社グループを含む日本電信電話グループの中長期的な企業価値向上を目的としてグループ連携の意思決定の迅速化を図るものであり、本取引後の円滑なグループ連携の実現が本取引の目的達成のために重要であるところ、当委員会における両社の説明等によれば、本取引後のグループ

連携の在り方について、日本電信電話と当社の間で十分な検討・議論がなされたことが認められる。これらを踏まえると、本取引によって、当社グループを含む日本電信電話グループの中長期的な企業価値向上に資することができるとの当社の判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。

- ・本取引の実施時期について、日本電信電話及び当社の説明によれば、5Gサービスの提供開始、社会・産業構造のリモート型への転換、移動通信事業者の商用サービス開始、次世代ネットワーク（6G・IOWN）の実現に向けた取り組みの開始等の当社を取り巻く市場環境の変化に、可及的速やかに対応することが必要であるとのことであり、本取引の実施時期について不合理な点は認められない。

ii 以下の点より、本取引における取引条件（本取引における対価を含む。）の公正性は確保されていると考えられる。

- ・本株式価値算定書（プルータス）及び本株式価値算定書（野村證券）におけるDCF法による算定の基礎とされている事業見通しの作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
- ・本株式価値算定書（プルータス）の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格である1株当たり3,900円は、本株式価値算定書（プルータス）の市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法による算定結果の範囲内である。
- ・本株式価値算定書（野村證券）の算定方法及び算定内容についても特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格である1株当たり3,900円は、本株式価値算定書（野村證券）の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法による算定結果の範囲内である。
- ・本公開買付価格である3,900円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日の終値に対して40.54%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対して38.61%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対して32.59%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対して29.25%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格は、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準に照らしても遜色のない合理的なものと認められる。
- ・当社は、日本電信電話の提案に対して、当社の第三者算定機関である野村證券による株価算定（中間報告）の結果に基づき、プルータス及び西

村あさひ法律事務所の助言を受けて随時提供された特別委員会の意見も踏まえ、日本電信電話の影響を排除した公正な手続によって、日本電信電話と本公開買付価格の交渉を行っている認められる。

- ・ プルータスが作成したフェアネス・オピニオンにおいて、本公開買付価格は、当社普通株式の株主（日本電信電話及びその関係会社を除く。）及び本米国預託証券の所有者にとって財務的見地より公正なものとされており、また、野村證券が作成したフェアネス・オピニオンにおいて、本公開買付価格は、当社普通株式の株主（日本電信電話を除く。）にとって財務的見地より妥当なものとされている。
- ・ 下記iiiにおいて記載する理由から、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件に相当する買付予定数の下限の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと認められる。

iii 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えられる。

- ・ 当社取締役会は、日本電信電話及び当社から独立した特別委員会を設置しており、これが有効に機能しており、本取引については、取締役会が特別委員会の意見を尊重して意思決定を行う体制が確保されている。
- ・ 特別委員会は、専門性を有する独立した特別委員会独自のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から必要な法的助言を受けている。
- ・ 特別委員会は、専門性を有する独立した特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスからの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得している。
- ・ 特別委員会が日本電信電話との交渉に実質的に関与できる体制が確保され、特別委員会が当社と日本電信電話との間の本公開買付価格等の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与したと認められる。
- ・ 当社の取締役のうち井伊基之氏及び廣井孝史氏は、日本電信電話グループのリソース・アセットを活用した事業拡大・R&D促進・ネットワーク最適化等の将来のシナジー実現及び当社の成長戦略の検討を担うワーキンググループ（以下「将来ビジョンワーキンググループ」といいます。）のメンバーであるが、2020年6月まで、それぞれ日本電信電話の代表取締役副社長、財務部門長の役職にあったところ、両氏は、①日本電信電話に在籍中には本取引に関する具体的な検討に関与せず、また、②現在、日本電信電話と兼職の関係にない上、③本取引に関する当社取

締役会の審議・決議には参加せず、④取引の実施意義、実施手法、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件等に関する検討及び日本電信電話との交渉を担うワーキンググループ（以下「資本政策ワーキンググループ」といいます。）には一切参加せず、構造的な利益相反の問題が当社一般株主の利益に影響を与えるおそれが典型的に大きいとみられる検討プロセスから排除されていると認められる。

- ・井伊基之氏、廣井孝史氏に加えて、寒河江弘信氏、中田勝己氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役を務めていたこと、黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記5氏については、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加せず、かつ、当社の立場において、本取引に係る日本電信電話との協議及び交渉に参加していない。
- ・当社は、専門性を有する独立したリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から必要な法的助言を受けている。
- ・当社は、専門性を有する独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得している。
- ・日本電信電話は当社の株式を既に 66.21%保有しており、本取引において真摯な対抗提案がされる可能性は考えにくく、積極的なマーケット・チェックの実施が予定されていないことが手続の公正性を基礎づけることは認められない。一方、本公開買付けの公開買付期間が法令に定められた最短期間である 20 営業日を超える 33 営業日に設定されており、一般株主が本取引の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行うための期間が確保されているものと認められる。
- ・本公開買付けでは、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されない予定であるが、企業価値向上に資すると考えられ、かつ取引条件の妥当性が認められる本取引に関して、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本取引では、当社において他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと認められる。
- ・本公開買付けにおいては、一般株主による十分な情報に基づく適切な判

断の機会が確保される予定であると認められる。

- ・本取引においては、少数株主は、本公開買付けに応募するか否かにあたって、仮に本公開買付けに応募しなかった場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされており、強圧性を生じさせず、手続の公正性の確保に資する対応が取られていると認められる。

- iv 以上のとおり、本取引の目的は合理的なものであり、本取引における取引条件は公正であり、また、本取引においては公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられるから、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、また、本米国預託証券の所有者に対し、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた当社普通株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本公開買付け後に当社を完全子会社とするための手続を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

② 特別委員会における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

特別委員会は、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、日本電信電話及び当社から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本取引に係る特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、日本電信電話及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。その他、西村あさひ法律事務所の独立性については、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」の「(ii) 検討の経緯」をご参照ください。

③ 特別委員会における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び日本電信電話との関係

特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、日本電信電話及び当社から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスに対

し、当社普通株式の価値算定及び付随する財務分析、並びに本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2020年9月29日付で、本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）を取得いたしました。

なお、当社取締役会は、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」の「(ii) 検討の経緯」に記載のとおり、2020年9月29日、特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の提出を受けており、これらの内容も踏まえて、下記「⑦当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む）全員の承認」に記載の決議を実施しております。

プルータスは、日本電信電話及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会は、複数のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、プルータスを独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。また、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

（ii）当社普通株式に係る算定の概要

プルータスは、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して、当社普通株式の価値算定を行っております。

本株式価値算定書（プルータス）において、上記各手法に基づいて算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法：	2,775 円から 3,018 円
類似会社比較法：	2,356 円から 3,147 円
DCF 法：	2,735 円から 4,335 円

市場株価法では、2020年9月28日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日の終値 2,775 円、基準日から直近 1 ヶ月間の終値単純平

均値 2,814 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,941 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,018 円を基に、当社普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 2,775 円～3,018 円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似性があると判断される類似上場会社を選定した上で、事業価値に対する E B I T D A マルチプルを用いて当社普通株式の株式価値を算定しております。その際、類似上場会社として K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社を選定しております。その結果、当社普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 2,356 円～3,147 円と算定しております。

D C F 法では、当社が作成した事業見通しを基に、2021 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの 4 期分の事業見通しにおける収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2021 年 3 月期第 2 四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の 1 株当たりの価値の範囲を 2,735 円～4,335 円と算定しております。なお、資本コストについては、4.96%～5.01%を採用しており、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法及び倍率法を採用しております。永久成長率は 0 % とし、倍率は E B I T D A マルチプルを採用し、5.3 倍～6.9 倍として株式価値を算定しております。

D C F 法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりであり、大幅な増減益は見込まれておりません。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。なお、当該財務予測は当社が作成した事業見通しに基づいており、プルータスが当社との間で複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討しており、また、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(単位：億円)

	2021 年 3 月期 (9 ヶ月)	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
売上高	34,718	48,000	48,870	49,520
E B I T	5,994	9,200	9,720	9,930
E B I T D A	10,614	15,480	16,180	16,540
フリー・キャッシュ・フロー	3,110	5,509	6,487	6,764

(注) E B I T D A は、営業利益に対して減価償却費を加算することで計算し、フリー・キャッシュ・フローは当該 E B I T D A を基に算出しています。

(iii) 本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の概要

特別委員会は、2020年9月29日付で、ブルータスから、本公開買付価格である1株当たり3,900円が当社普通株式の株主（日本電信電話及びその関係会社を除きます。）及び本米国預託証券の保有者にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン（ブルータス）を取得しております（注）。本フェアネス・オピニオン（ブルータス）は、事業見通しに基づく当社普通株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり3,900円が、当社の少数株主及び本米国預託証券の保有者にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオン（ブルータス）は、ブルータスが、当社から、当社グループの事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社普通株式の価値算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での当社グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

（注） ブルータスは、本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、当社から提供され又は当社と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、当社普通株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

ブルータスが、本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の基礎資料として用いた当社の事業見通しその他の資料は、当社の経営陣により現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していません。

本フェアネス・オピニオン（ブルータス）は、本公開買付価格が当社の少数株主及び本米国預託証券の保有者にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにブルータスが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の内容に影響を受けることがありますが、ブルータスは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオン（プ

ルータス)の内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオン(プルータス)は、本フェアネス・オピニオン(プルータス)に明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオン(プルータス)の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオン(プルータス)は、本公開買付価格が当社の少数株主及び本米国預託証券の保有者にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するにとどまり、本公開買付け実行の是非及び本公開買付けに関する応募その他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。

また、本フェアネス・オピニオン(プルータス)は、本公開買付価格に関する当社取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、上記「①当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、日本電信電話及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、日本電信電話及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び日本電信電話との関係

当社は、本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、日本電信電話から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、日本電信電話及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対し、当社普通株式価値の算定及び本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)の表明を依頼し、2020年9月29日付で、本株式価値算定書(野村證券)及び本フェアネス・オピニオン(野村證券)を取得いたしました。

野村證券は、当社及び日本電信電話の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりま

す。

また、日本電信電話によれば、同社は、本取引に要する資金の確保のため、その金融子会社であるNTTファイナンスから本取引に要する資金の借入れを行っておりますところ、これに関連して、NTTファイナンスは、2020年11月17日付「訂正発行登録書」に記載のとおり社債の発行を公表しております。野村證券は、当該社債の発行の一部の引受けに共同主幹事4社のうちの1社として関与しておりますが、共同主幹事4社（野村證券を含みます。）による当該引受けの検討は、いずれも本公開買付けの開始日後に開始されたものであることに加え、野村證券において、当該引受けに関与する部署と本件取引に関与する部署との間には適切な情報隔離措置が講じられていること等に鑑み、野村證券の独立性及び本取引の公正性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

（ii）当社普通株式に係る算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2020年9月29日付で本株式価値算定書（野村證券）を取得しております。

本株式価値算定書（野村證券）において、上記各手法に基づいて算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	：	2,723 円から 3,018 円
類似会社比較法	：	2,132 円から 2,886 円
DCF 法	：	2,929 円から 5,016 円

市場株価平均法では、2020年9月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日の終値2,775円、直近5営業日の終値の単純平均値2,723円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,814円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,941円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値3,018円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,723円～3,018円と算定しております。

類似会社比較法では、完全に類似していないものの、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社を選定した上で、企業価値に対する税引前利益から受取利息及び支払利息を除外した数値（以下「EB

IT」といいます。)の倍率、償却前EBITの倍率(以下「EBITDAマルチプル」といいます。)、及び時価総額に対する純利益の倍率を用いて、さらに当社が保有する現金同等物の全ての価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、当社普通株式の株式価値算定を行い、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,132円～2,886円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した事業見通しを基に、2021年3月期から2024年3月期までの4期分の事業見通しにおける収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2021年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、さらに当社が保有する現金同等物の全ての価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を2,929円～5,016円と算定しております。なお、割引率は4.0%～4.5%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率モデル及びマルチプルモデルを採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%、EBITDAマルチプルは6.0倍～7.0倍として当社普通株式の1株当たり株式価値を算定しております。

野村證券がDCF法による算定に用いた当社作成の事業見通しにおいては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

なお、DCF法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2021年3月期 (9ヶ月)	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	34,718	48,000	48,870	49,520
EBIT	5,995	9,200	9,720	9,930
EBITDA	10,057	14,740	15,440	15,800
フリー・キャッシュ・フロー	5,410	4,618	5,445	5,704

(注) 野村證券は、当社普通株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の事業見通しについては、当社の経営陣により現時点

で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2020年9月28日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が当社普通株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(iii) 本フェアネス・オピニオン（野村證券）の概要

当社は、2020年9月29日付で、野村證券から、本公開買付価格である1株当たり3,900円が、当社普通株式の株主（日本電信電話を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨の本フェアネス・オピニオン（野村證券）を取得しております。なお、本フェアネス・オピニオン（野村證券）は、事業見通しを含む財務情報の分析及び検討並びに当社及び特別委員会との質疑応答を経て、野村證券により実施された当社普通株式の価値算定結果の検討に加え、本公開買付けに賛同するに至る経緯・背景に係る当社及び特別委員会との質疑応答、並びに野村證券におけるエンゲージメントチームとは独立したプロフェッショナルにより構成される審査会による承認を経て発行されております。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、日本電信電話から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2020年6月上旬に、日本電信電話から当社の完全子会社化に関する検討を開始したい旨の本初期的申入れを受けた時点以降、継続的に、当社と日本電信電話との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社普通株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、直近まで当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の役職員であった当社の役職員も関与させておりません。

具体的には、本取引に係る検討に際して、当社内に、資本政策ワーキンググループ並びに将来ビジョンワーキンググループを設置し、検討を進めてまいりました。

このうち、資本政策ワーキンググループには、後述の井伊基之氏及び廣井孝史氏を含め、現に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、直近まで当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の役職員であった当社の役職員も一切関与しておりません。

一方、将来ビジョンワーキンググループには、当社の取締役である、井伊基之氏及び廣井孝史氏が関与しております。井伊基之氏は、1983年の日本電信電話への入社時から2020年6月まで日本電信電話又は当社グループ以外の日本電信電話グループ

各社に、廣井孝史氏は、1986年の日本電信電話への入社時から2020年6月まで日本電信電話に、在籍しておりましたが、現在それぞれ当社の代表取締役副社長、財務部長の役職にあり、本取引が実行された場合における経営戦略、本取引により創出が期待されるシナジーその他の当社内における検討に際して不可欠で代替できないこと、将来ビジョンワーキンググループが担う検討事項は構造的な利益相反の問題が一般株主の皆さまの利益に影響を与えるおそれが典型的に小さい事項であると考えられること等に鑑み、当社は、両氏を将来ビジョンワーキンググループに関与させることといたしました。なお、かかる両氏の関与に際しては、公正性を担保するため、当社が、特別委員会に対し、将来ビジョンワーキンググループにおける議論の模様を報告すること等により両氏の関与状況について適時適切に報告することとし、特別委員会が両氏の関与によって公正性等の見地から問題が生じているか又はそのおそれがあると判断する場合には、当社に対し、両氏の関与の中止又は是正等を勧告することとしております。当社による当該報告は適時適切に行われており、特別委員会から両氏の関与の中止又は是正等の勧告は行われておりません。

また、当社普通株式の価値評価の基礎となる事業見通しは、資本政策ワーキンググループにおける検討を経て、2020年8月3日に開催された取締役会において決議されておりますところ、資本政策ワーキンググループに、井伊基之氏及び廣井孝史氏を含め、現に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の役職員を兼任する当社の役職員のみならず、直近まで当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の役職員であった当社の役職員も一切関与していないことは上述のとおりであり、また、事業見通しの内容を決議した上記の当社取締役会において、井伊基之氏及び廣井孝史氏はその審議及び決議に参加しておりません。もっとも、事業見通しには、その一部として、当社の2021年3月期に係る連結業績予想（当社が2020年8月3日に公表した2021年3月期第1四半期決算短信に掲載しております。以下「事業計画（2021年3月期）」といいます。）と同一の数値が含まれておりますところ、事業計画（2021年3月期）については、当社の取締役である井伊基之氏及び廣井孝史氏はその検討過程に関与しております。両氏は、上記のとおり、2020年6月まで、日本電信電話に在籍しておりましたが、現在それぞれ当社の代表取締役副社長、財務部長の役職にあり、事業計画（2021年3月期）の検討に際して不可欠で代替できないこと等に鑑み、当社は、事業計画（2021年3月期）を最終的に確定する取締役会（2020年8月3日開催）の審議及び決議に両氏を参加させないことを条件として、両氏を当該検討過程に関与させることといたしました。かかる取締役会においては、当社の取締役15名のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏を上記条件に従いその審議及び決議に参加させなかったほか、寒河江弘信氏、中田勝己氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役を務めていたこと、及び黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的

な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、これらの3氏も除いた10名の取締役(監査等委員であるものを含みます。)において審議の上、全員一致により事業計画(2021年3月期)を承認する旨の決議を行っております。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)は中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、特別委員会の承認を得ております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員であるものを含む)全員の承認

当社取締役会は、上記「(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書(野村證券)及び本フェアネス・オピニオン(野村證券)の内容、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(プルータス)及び本フェアネス・オピニオン(プルータス)の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、(i) 本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、(ii) 本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆さまが享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の一般株主の皆さまに対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年9月29日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆さまに対し、本公開買付けに応募することを、本米国預託証券の所有者の皆さまに対し、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた当社普通株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨することを決議いたしました。

上記2020年9月29日開催の当社取締役会においては、当社の取締役15名のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏は過去に日本電信電話の取締役を務めていたこと、寒河江弘

信氏、中田勝巳氏は過去に当社グループ以外の日本電信電話グループ各社の取締役を務めていたこと、及び黒田勝己氏は日本電信電話の従業員を兼務していること等に鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記5氏を除く10名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。

なお、当社の取締役のうち、井伊基之氏、廣井孝史氏、寒河江弘信氏、中田勝巳氏及び黒田勝己氏の5氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記2020年9月29日開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場において、本取引に係る日本電信電話との協議及び交渉に参加しておりません。また、上記「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載の井伊基之氏、廣井孝史氏の関与を除き、当社の立場において、本取引に係る検討に参加しておりません。

⑧ 取引保護条項の不存在

日本電信電話及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑨ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

日本電信電話は、本公開買付けの実施についての公表日時点において、（i）本公開買付けの決済の完了後速やかに、日本電信電話が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社普通株式の全て（日本電信電話が所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は会社法第180条に基づく当社普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しているとのことであり、当社の株主の皆さまに対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、（ii）株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆さまに対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（日本電信電話及び当社を除きます。）の所有する当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆さまが本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、こ

れをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、日本電信電話は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は 20 営業日であるところ、公開買付け期間を 33 営業日としているとのことです。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆さまに対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号）

日本電信電話は、本売渡対価を、上記「2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）」の「(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号)」の方法により確保した資金を原資として支払うことを予定しているとのことであり、当社としても、日本電信電話が N T T ファイナンスとの間で 2015 年 9 月 10 日に締結した CMS 基本契約書、並びに、N T T ファイナンスが、①株式会社三菱 UFJ 銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書、②株式会社三井住友銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書、③株式会社みずほ銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書、④農林中央金庫との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書、⑤三井住友信託銀行株式会社との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書及び⑥株式会社日本政策投資銀行との間で 2020 年 11 月 17 日に締結した実行可能期間付タームローン契約書を確認することにより日本電信電話による資金確保の方法を確認していること、また、日本電信電話によれば、本売渡対価の支払いのための資金の確保に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する具体的なおそれも現在認識されていないとのことであること等から、当社は、日本電信電話による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付について日本電信電話が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされ

ているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

① 本公開買付けの成立

日本電信電話は、2020 年 9 月 30 日から 2020 年 11 月 16 日まで当社普通株式及び本米国預託証券を対象とする本公開買付けを行い、その結果、2020 年 11 月 24 日の決済開始日をもって、当社普通株式 2,952,748,244 株（議決権所有割合：91.46%）を保有するに至りました。

② 自己株式の消却

当社は、2020 年 3 月 27 日開催の取締役会において、2020 年 4 月 2 日付で自己株式 106,601,688 株を消却することを決議の上、実施いたしました。消却後の当社の発行済株式総数は、3,228,629,406 株となっております。

以上